

参 考 資 料

第12号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立コミュニティセンター）

- ・箕面市立コミュニティセンター北小会館の指定管理に関する協定書…………… 2
（窓口受付館の他の箕面市立コミュニティセンター8施設の協定書の内容は同一であるため省略）
- ・箕面市立コミュニティセンター箕面小会館の指定管理に関する協定書…………… 14
（システム導入館の他の箕面市立コミュニティセンター3施設の協定書の内容は同一であるため省略）

箕面市立コミュニティセンター 北小会館の指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）とコミュニティセンター北小会館管理運営委員会（以下「乙」という。）は、箕面市立コミュニティセンター北小会館（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立コミュニティセンター条例（平成16年箕面市条例第35号。以下「条例」という。）及び箕面市立コミュニティセンター条例施行規則（平成16年箕面市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--|
| （1）施設名称 | 箕面市立コミュニティセンター北小会館（北斗の家） |
| （2）所在地 | 箕面市箕面三丁目9番11号 |
| （3）構造 | 鉄骨造平屋建 |
| （4）面積 | 敷地面積 1,298 m ² 、延床面積 475 m ² |
| （5）施設内容 | 大会議室、小会議室、和室 |

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条第2項に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項第1号の業務のうち、条例第2条第2項第1号に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用許可、施設利用料金減額・免除及び施設利用料金還付に係る申請書の受理
- (2) 施設利用許可書等の交付
- (3) 施設利用料金及び附属設備利用料金の徴収並びに利用者の求めに応じて行う附属設備利用料金領収書の発行

3 第1項第1号の業務のうち、条例第2条第2項第2号に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 定期清掃
施設内の清掃を毎月1回程度行う。
- (2) 全体清掃
施設全体の清掃を年2回程度行う。
*樹木剪定は高木も含めて年1回程度行う。
- (3) 特別清掃
大会議室等フローリング床のワックス清掃、窓清掃、樋清掃を年1回行い、排水管洗浄を6年に1回行う。(樋清掃は必要な場合のみ)
- (4) 施設の安全管理
機械警備業務及び火災監視業務を行い、終日の施設安全管理に努める。
- (5) 施設の鍵の管理
施設の鍵の管理者を定め、管理者及び利用者に対し、供用時間及び時間外に係る施設の鍵の受け渡しなどの管理を徹底させる。
- (6) 施設、設備、備品の修繕
主に緊急的な修繕及び簡易な修繕を行う。
- (7) 設備、備品の保守点検
エアコンの保守点検、電子複写機の保守点検を行う。
- (8) 法令で規定する設備、備品の保守点検・関係機関への報告
消防用設備(火災報知器、煙感知器、排煙窓等)の保守点検及び消防本部への報告を行う。

(9) 法令で規定する業務等
防火管理者を選任する。

火災予防管理組織、自衛消防隊を編成し、避難訓練及び消火訓練を行う。

4 第1項から前項までの業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(申請期間の特例)

第7条 乙は、規則第5条第3項の規定により、センターを利用する者のうち、定期的に利用し、良好な利用実績を持つと乙が認める者で、センターの運営に協力する者に対して、申請期間の特例措置を講じることができる。

2 乙は、規則第5条第3項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、事前に市長と協議のうえ、運用にかかる細則を定めなければならない。

(利用制限の適用除外)

第8条 規則第9条に規定する芸術及び生活文化を振興する各種講座とは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 絵画教室、書道、舞踊、茶道、華道、着付、手芸、音楽教室等で学校教育を補完するものでないこと。

(2) 月謝等が月6,000円（消費税別）以下であるもの。

2 乙は、各種講座の実施を目的としてセンターを利用しようとする者から、最初の利用申請を行う際に、各種講座に関する申告書（別記様式）を徴し、甲に提出しなければならない。

(災害等による利用料金の還付)

第9条 規則第11条第1項第3号に規定する利用者の責によらない特別の理由とは、市

公共施設基準に基づきセンターを休館した場合又は天災その他の災害によりセンターが利用できないと指定管理者が認める場合とする。

(第三者への委託)

第10条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の取扱い)

第12条 乙の役員又は乙の構成員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口で公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の構成員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条第1項に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイク

ロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)(以下これらを「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。

- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとし、乙は、その求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年箕面市訓達第13号。以下「市保護管理要綱」という。)に基づく甲の安全管理措置を準用し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは、箕面市死者情報取扱要綱(令和5年箕面市訓令第29号)を準用するものとする。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報保護法及び市保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は、個人情報取扱事業者として適切に対応しなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し当該個人情報の提供を求めるものとし、乙は、その求めに応じて提供するものとする。また、個人情報が死者に関する情報であった場合は、乙は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。
- 5 乙の役員及び構成員は、個人情報保護法の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修等の実施)

第15条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修等を実施するよう努めるものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は、備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第16条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の利用状況を月別利用状況報告書としてとりまとめ、翌月15日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの管理業務に関し、次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に定める日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書、収支決算書及び団体名簿 当該年度終了後1月を超えない範囲で甲が指定する日
 - (2) 火災予防管理組織編成表兼自衛消防隊編成表 当該年度終了後60日以内
 - (3) 鍵の管理者名簿 当該年度終了後60日以内
 - (4) 減免団体報告書 当該年度終了後60日以内
 - (5) サークル等定期利用者による友の会の会員名簿 当該年度終了後60日以内
- 3 前項の規定は、指定管理の指定が取り消された場合に準用する。この場合において、同項中「当該年度終了後」とあるのは、「指定を取り消された日から」と読み替えるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した月別利用状況報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。
 - 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

- 第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務がこの協定に定める内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

- 第23条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第4条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。
- (1) 規約
 - (2) 名称及び所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 非常時の体制
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料等)

- 第24条 甲は、毎年度、第20条第2項の規定により乙から提出された当該年度の収支決算書を精査し、利用料金の対象となる経費を除き必要と認める額を、当該年度の指定管理料として、乙に支払うものとする。
- 2 前項の指定管理料の額及び支払い方法は、毎年度、年度協定により定めるものとし、乙が定める割合で3回に分けて支払い、又は精算するものとする。
- 3 甲は、第27条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第15条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、この協定に定める業務内容を満たしていないものとして指定管理料を減額することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。
- 5 第3項の規定により減額する場合、第30条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

(未収利用料金)

- 第25条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

- 第26条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

- 第27条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第28条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第29条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなると認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第31条 甲は、乙が第22条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第32条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第33条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第34条 第31条から前条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、甲は、第24条の規定にかかわらず、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第5条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第36条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第5条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第18条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第37条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第38条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用不許可、利用取消しその他センターを利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4第1項の規定により甲に対し行うものとする。

(暴力団の排除)

第39条 乙は、条例第9条第4号、第10条第3号及び第13条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第40条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の内容を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第41条 この協定及び年度協定に定めのない事項又はこの協定及び年度協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第42条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第43条 この協定書は、センターの指定管理者の指定に係る箕面市議会の可決を得て、効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）1月28日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮 ㊟

乙 箕面市箕面三丁目9番11号
コミュニティセンター北小会館管理運営委員会
委員長 小 枝 正 幸 ㊟

箕面市立コミュニティセンター 箕面小会館の指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）とコミュニティセンター箕面小会館管理運営委員会（以下「乙」という。）は、箕面市立コミュニティセンター箕面小会館（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立コミュニティセンター条例（平成16年箕面市条例第35号。以下「条例」という。）及び箕面市立コミュニティセンター条例施行規則（平成16年箕面市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設名称 箕面市立コミュニティセンター箕面小会館（日時計の家）
- (2) 所在地 箕面市百楽荘一丁目9番13号
- (3) 構造 鉄骨造平屋建
- (4) 面積 敷地面積 796 m²、延床面積 415 m²
- (5) 施設内容 大会議室、小会議室、和室、談話室

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第3条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 条例第2条第2項に規定する業務
- (2) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
- (3) 災害時の対応に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 前項第1号の業務のうち、条例第2条第2項第1号に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 予約システム(箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則(平成19年箕面市規則第76号。以下「予約システム規則」という。)第2条第2号に規定する公共施設予約システムをいう。)を用いてセンターの施設及び附属設備の利用許可をすること。この場合において、甲が契約するコミュニティセンター電話予約センター業務委託の受託者に補助させるものとする。
- (2) センターの入館制限及び利用許可の取消し等に関すること。

3 第1項第1号の業務のうち、条例第2条第2項第2号に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 定期清掃
施設内の清掃を毎月1回程度行う。
- (2) 全体清掃
施設全体の清掃を年2回程度行う。
*樹木剪定は高木も含めて年1回程度行う。
- (3) 特別清掃
大会議室等フローリング床のワックス清掃、窓清掃、樋清掃を年1回行い、排水管洗浄を6年に1回行う。(樋清掃は必要な場合のみ)
- (4) 施設の安全管理
機械警備業務及び火災監視業務を行い、終日の施設安全管理に努める。
- (5) 施設の鍵の管理
施設の鍵の管理者を定め、管理者及び利用者に対し、供用時間及び時間外に係る施設の鍵の受け渡しなどの管理を徹底させる。
- (6) 施設、設備、備品の修繕
主に緊急的な修繕及び簡易な修繕を行う。
- (7) 設備、備品の保守点検
エアコンの保守点検を行う。
- (8) 法令で規定する設備、備品の保守点検・関係機関への報告
消防用設備(火災報知器、煙感知器、排煙窓等)の保守点検及び消防本部への報

告を行う。

(9) 法令で規定する業務等

防火管理者を選任する。

火災予防管理組織、自衛消防隊を編成し、避難訓練及び消火訓練を行う。

4 第1項から前項までの業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項を遵守するものとする。

(自主事業)

第5条 乙は、センターの設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第19条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(申請期間の特例)

第7条 乙は、規則第5条第3項の規定により、センターを利用する者のうち、定期的に利用し、良好な利用実績を持つと乙が認める者で、センターの運営に協力する者に対して、申請期間の特例措置を講じることができる。

2 乙は、規則第5条第3項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、事前に市長と協議のうえ、運用にかかる細則を定めなければならない。

(利用制限の適用除外)

第8条 規則第9条に規定する芸術及び生活文化を振興する各種講座とは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 絵画教室、書道、舞踊、茶道、華道、着付、手芸、音楽教室等で学校教育を補完するものでないこと。

(2) 月謝等が月6,000円（消費税別）以下であるもの。

2 乙は、各種講座の実施を目的として利用しようとする者については、予約システム規則第4条第1項に規定する箕面市公共予約システム利用者登録申込書によって、前項の要件を確認するものとする。

(使用料の徴収及び還付)

第9条 甲が徴収するセンター（附属設備を含む。）の使用料は、条例第10条の2第1項及び規則第9条の2第2項に定める額とする。

2 乙は、甲が実施する使用料の徴収、減免及び還付に関し甲が必要とする情報を提供するほか、甲の求めに応じて必要な協力をしなければならない。

3 乙は、第18条に規定する備品を購入し、又は取得する場合において、当該備品が第1項に規定する使用料の徴収の対象となるときは、事前に甲乙協議し、当該使用料の額を決定するものとする。

（第三者への委託）

第10条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

2 前項後段の規定は、第4条第2項第1号に規定するコミュニティセンター電話予約センター業務委託契約に基づき乙の業務を補助する事務については、適用しない。

（緊急時等の対応）

第11条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の取扱い）

第12条 乙の役員又は乙の構成員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口で公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の構成員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条第1項に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

- 3 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

(情報公開、文書の管理等)

第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとし、乙は、その求めに応じて提供するものとする。
- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第13号。以下「市保護管理要綱」という。）に基づく甲の安全管理措置を準用し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは、箕面市死者情報取扱要綱（令和5年箕面市訓令第29号）を準用するものとする。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報保護法及び市保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は、個人情報取扱事業者として適切に対応しなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し当該個人情報の提供を求めるものとし、乙は、その求めに応じて提供するものとする。また、個人情報が死者に関する情報であった場合は、乙は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

5 乙の役員及び構成員は、個人情報保護法の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(人権研修等の実施)

第15条 乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修等を実施するよう努めるものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は、備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 前項の規定により購入した備品は乙に帰属するものとし、第16条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第19条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

(業務報告書等の提出)

第20条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の利用状況を月別利用状況報告書としてとりまとめ、翌月15日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるセンターの管理業務に関し、次の各号に掲げる書類を作成し、当該各号に定める日までに甲に提出しなければならない。

(1) 事業報告書、収支決算書及び団体名簿 当該年度終了後1月を超えない範囲で甲が指定する日

(2) 火災予防管理組織編成表兼自衛消防隊編成表 当該年度終了後60日以内

(3) 鍵の管理者名簿 当該年度終了後60日以内

(4) 減免団体報告書 当該年度終了後60日以内

(5) サークル等定期利用者による友の会の会員名簿 当該年度終了後60日以内

3 前項の規定は、指定管理の指定が取り消された場合に準用する。この場合において、同項中「当該年度終了後」とあるのは、「指定を取り消された日から」と読み替えるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した月別利用状況報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第22条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務がこの協定に定める内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第4条の規定により10日

以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 規約
- (2) 名称及び所在地
- (3) 代表者
- (4) 非常時の体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

第6章 指定管理料

(指定管理料等)

第24条 甲は、毎年度、第20条第2項の規定により乙から提出された当該年度の収支決算書を精査し、甲が必要と認める額を、当該年度指定管理料として、乙に支払うものとする。

2 前項の指定管理料の額及び支払い方法は、毎年度、年度協定により定めるものとし、乙が定める割合で3回に分けて支払い、又は精算するものとする。

3 甲は、第26条第1項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第15条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、この協定に定める業務内容を満たしていないものとして指定管理料を減額することができる。

4 前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

5 第3項の規定により減額する場合、第29条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第25条 センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第26条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償に

については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不測事態発生時の対応)

第27条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態による発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用の負担等)

第28条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第29条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなると認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第30条 甲は、乙が第22条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第32条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

(指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い)

第33条 第30条から前条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、甲は、第24条の規定にかかわらず、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第5条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品等の扱い)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第5条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第18条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第36条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第37条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

- (1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
- (2) 乙が行った利用不許可、利用取消しその他センターを利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4第1項の規定により甲に対し行うものとする。

(暴力団の排除)

第38条 乙は、条例第9条第4号、第10条第3号及び第13条に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(協定の変更)

第39条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第40条 この協定及び年度協定に定めのない事項又はこの協定及び年度協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第41条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第42条 この協定書は、センターの指定管理者の指定に係る箕面市議会の可決を得て、効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）1月28日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原 田 亮 ㊟

乙 箕面市百楽荘一丁目9番13号
コミュニティセンター箕面小会館管理運営委員会
委員長 久 岡 淳 一 ㊟